



下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 3 年 2 月 10 日

札幌市長 秋 元 克 広



記

1 契約担当部局

郵便番号 006-0835 札幌市手稲区曙 5 条 5 丁目 2-1 札幌市手稲区土木センター
札幌市手稲区土木部維持管理課事務係（電話 011-681-4011、FAX011-681-4937）

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

- ア 手稲区北地区市設街路灯修繕業務
- イ 手稲区南地区市設街路灯修繕業務

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。

(3) 履行期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。

(4) 履行場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 総価による。なお、総価とは、入札書と割印をした単価内訳書の各工種に見積もった各単価に市が提示した年間予定数量を乗じた額の合計額をいう。ただし、契約は、単価内訳書記載の全ての工種に対する単価契約とする。入札書及び単価内訳書は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。ただし、当該金額に 1 円未満の端数が生じるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 30～令和 2 年度（平成 30～平成 32 年度）札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「建物設備等保守管理業」、小分類「電気設備保守業」、または中分類「機械・家具等保守・修理業、市有施設等小規模修繕業」、小分類「電気機械器具保守・修理業」に登録されている者であること。

(3) 平成 30～令和 2 年度（平成 30～平成 32 年度）札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、所在地区分が「市内」で登録されている者であること。

(4) 北海道電力ネットワーク㈱の引込線・計測器工事施工会社の認定を受けている者であること。

(5) 街路灯修繕業務を履行するために必要な装備能力等として、次の各号を満たす者であること。

- ア 高所作業車等を所有していること、又は、契約期間中常時リース等により確保できること。
- イ 高所作業車等の運転免許を有し、作業を行うための技能講習を修了している者を契約期間中配置できること。

(6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(7) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

- (8) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中ではないこと。
- (9) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。
- ア 資本関係
- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- イ 人的関係
- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記1に同じ。なお、下記インターネットアドレスにて、ダウンロードできる。
<http://www.city.sapporo.jp/teine/dobokubu/keiyaku-doboku.html>
- (2) 入札書の提出方法
入札書は、上記1に掲げる場所に送付又は持参により提出すること。
- (3) 入札書の受領期限
令和3年3月3日（水）17時00分（送付の場合は必着のこと。）
- (4) 開札の日時及び場所
- ア 手稲区北地区市設街路灯修繕業務 令和3年3月4日（木）10時00分
- イ 手稲区南地区市設街路灯修繕業務 令和3年3月4日（木）10時30分
- 場所は、いずれも札幌市手稲区土木センター第一会議室（札幌市手稲区曙5条5丁目2-1）

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要
- 契約を締結しようとする者は、契約金額の1年間に相当する額（年間予定数量に基づき算定した額）の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。
- ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。
- (3) 入札の無効
- 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 最低制限価格の設定 無
- (6) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。